

対象火気器具等を使用する露店への注意確認事項

対象火気器具等とは、ガスこんろ、フライヤー、カセットこんろ、電気こんろ及び炭火等を使用するこんろ等（以下「ガスこんろ等」という。）及び発電機をいう

1. 露店の開設場所

指定管理者が定める広場の利用の対象となる区域内に限る

2. 消火器の準備

- ・火気使用露店1店舗につき1本以上準備が必要
 - ※火気使用露店等の各部分から歩行距離20m内に1本以上設置された場合は、共同利用可
- ・消火器は事前に点検（腐食の有無・安全栓が抜けていない・使用期限内）したものを使用

3. ガスこんろ等を使用する際の遵守事項

- ・ガスこんろ等と可燃物とは、上方1m以上、周囲15cm以上離すこと
- ・ガスこんろ等は、可燃物が落下、又は接触するおそれのない位置に設けること
- ・ガスこんろ等を設置する架台は、容易に転倒しない構造にすること
- ・ガスこんろ等を設置する架台の天板は、不燃性の物を使用するか、不燃性の物で覆うこと
- ・ガスこんろ等は、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講じること
- ・カセットこんろを使用する場合は、不適切な使用をしないこと
 - ※カセットこんろを2台並べた使用、カセットこんろを覆うような大きな調理器具の使用など
- ・ガスこんろ等を使用している時は、その場を離れないこと
- ・使用後の残り火、取灰の後始末は、完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと
- ・ガスこんろ等は、事前に点検を行い、故障又は破損したものは使用しないこと
- ・ガスこんろ等の周りは、常に整理及び清掃に努め、みだりに可燃物を置かないこと
- ・電気こんろは、たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守るとともに、配線やコンセント等の保護や雨水等に注意すること

4. 液化石油ガス（L Pガス）を使用する際の遵守事項

- ・ガス漏れには十分注意すること
- ・ゴムホースは、専用のものを使用し、ひび割れ等劣化のあるものは使用しないこと
- ・ゴムホースは、適正な長さのものを使用し、2本以上接続しないこと
- ・ゴムホースは、ポンベと火気器具の接続部分をホースバンド等で締め付けること
- ・ガスポンベと火気器具は火災予防上安全な距離を保つこと
- ・ガスポンベは、直射日光の当たらない通風や換気の良い場所に設置すること
- ・ガスポンベは、平らな場所に置き、倒れないように鎖やロープなどで固定すること
- ・1本のガスポンベから2以上の火気器具に分岐してガスを供給しないこと ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りではありません
- ・ガスを使用する火気器具は、ガス漏れがないことを確認してから点火すること

発電機を使用する際の遵守事項

- ・発電機の周囲には、みだりに可燃物を置かないこと
- ・通風や換気の良い、安定した平らな場所で、燃料漏れがないことを確認して使用すること
- ・発電機の取扱説明書をよく読み、記載内容に基づいて使用すること

ガソリン容器を使用・給油する際の遵守事項

- ・露店等の出店に際し、原則ガソリン容器は持ち込まないこと
 - ・やむを得ず持ち込む場合は、次のことを守ること
- ア 消防法に適合した金属製容器を使用すること
- イ ガソリン容器の保管は、1缶まで
- ウ 火気や高温部を避け、直射日光の当たらない通風や換気の良い場所に保管すること
- エ 容器は静電気が蓄積しないように、直接地面等に保管すること
- ・発電機への途中給油は、原則行わないでください。 ・やむを得ず途中給油を行う場合は、次のことを厳守すること
 - ・必ずエンジンを停止し、消火器を準備してから行うこと ・風通しが良い、観客・火気・可燃物等から離れた安全な場所で行うこと
 - ・ガソリンの漏れやあふれが起きないように、細心の注意を払うとともに、容器のキャップを開ける前に 必ず圧力調整弁の操作を行うこと
 - ・容器の取扱説明書をよく読み、記載内容に基づいて使用すること